



# 島根県報

令和3年2月19日（金）

第 184 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県道路管理規則の一部を改正する規則 (道 路 維 持 課) 2

### 【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

土地改良区の役員の退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 3

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道 路 維 持 課) 3

### 【公 告】

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

公共測量の実施 ( " ) 4

公共測量の終了 ( " ) 4

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 4

### 【特定調達公告】

島根県立こころの医療センターにおけるエビリファイ持続性水懸筋注用400ミリグ (病 院 局) 5

ラムシリンジの購入に係る一般競争入札の実施

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県道路管理規則の一部を改正する規則（規則第2号）

## 1 規則の概要

行政手続の押印等の見直しに係る様式の整備（様式第9号—様式第12号関係）

## 2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

**規****則**

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第2号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第9号の注を次のように改める。

注 この計画書には、工事の詳細を明記した計画図書を添付すること。

様式第10号中「@」を削る。

様式第11号の注を次のように改める。

注 「理由」の欄には、申請が必要となった理由及び譲渡しようとする年月日を詳細かつ具体的に記載し、必要に応じ理由を証明する書面を添付すること。

様式第12号の注を次のように改める。

注 この廃止届には、原状回復方法に関する設計図書を添付すること。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県道路管理規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

**告****示**

## 島根県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
吉岡 淳	みどり整骨院	柔道整備	松江市田和山町32-2	令和3年1月14日

## 島根県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

平田中央土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

長岡 憲徳 出雲市東郷町705番地

## 島根県告示第108号

令和3年島根県告示第63号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町川下1011、1016-1	山崎 徳吉
邑智郡川本町川下1017-1	今田 剛之
邑智郡川本町川下2731-2、2733-1	南山 政則
邑智郡川本町川下3125	倉田 美栄

## 島根県告示第109号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
一般国道	431号	松江市米子町5番地先から同市南田町41番1地先まで	上下線	令和3年 2月19日
県道	松江島根線	松江市伊勢宮町537番3地先から同市南田町41番1地先まで	上り線	
		松江市和多見町81番地先から同市南田町32番5地先まで	下り線	

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域  
島根県全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（地籍調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年1月20日から同年3月25日まで
- 3 作業地域  
益田市内田町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年1月29日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和2年4月21日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域  
出雲市及び雲南市 地内

---

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶及びその他附属物一式 4基

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時

(1) 場所

ア 二級河川十間川水系十間川（出雲市湖陵町差海地内）

差海大橋下流約20メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

イ 二級河川十間川水系九景川（出雲市神西沖町及び西神西町地内）

(7) 九景橋下流約300メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

(4) 九景橋下流約350メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

(6) 九景橋下流約363メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

(2) 日時

ア 二級河川十間川水系十間川

令和3年1月28日13時30分から同日14時30分まで

イ 二級河川十間川水系九景川

(7) 令和3年1月28日10時00分から同日11時00分まで

(4) 令和3年1月28日9時00分から同日10時00分まで

(6) 令和3年1月28日8時00分から同日9時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和3年1月28日 15時30分

(2) 場所

県道木次直江停車場線 富村跨線橋 北側桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占用者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示

(2) 所有者等であることを証明する書類の掲示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課・第二課 電話 0853-30-5631・5634

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年2月19日

島根県立こころの医療センター病院長 小林 孝 文

1 調達内容

(1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

エビリファイ持続性水懸筋注用400mgシリンジ 400mg 1キット、1シリンジ、710本

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品の単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7薬品類」小分類「(1)医療薬品」に登録された者であること。

(5) 上記(4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-0032 島根県出雲市下古志町1574-4

島根県立こころの医療センター事務局総務企画課

電話 0853-30-0556

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和3年2月19日から同年3月16日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和3年3月25日 午後1時30分（郵送の場合は書留郵便とし、同月24日午後5時までに到着していること。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月25日 午後1時30分

イ 場所

島根県立こころの医療センター 2階 大会議室

4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立こころの医療センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

## (11) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

ABILIFY prolonged release aqueous suspension for IM injection 400mg, 400mg 1 kit, 1 syringe, 710 syringes

## (2) Time Limit of Tender : 1 : 30 p.m. March 25, 2021

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on March 24, 2021)

## (3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Psychiatric Medical Center, 1574-4 simogoshi-cho

Izumo-shi, Shimane, 693-0032 Japan

TEL : 0853-30-0556